

事 務 連 絡

平成27年12月24日

各都道府県・政令市・中核市 民生主管部局 御中

厚生労働省 社会・援護局 総務課

違法行為をした障害者・高齢者のうち福祉的支援を要し真に支援を望む人への支援について

平素より、厚生労働行政に格別の御支援・御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、福祉的支援を要し真に支援を望む障害者・高齢者につきましては、犯歴の有無を問わず、法令等に基づき、福祉的支援が適切に受けられる必要があると承知しています。

この点、当課所管の地域生活定着促進事業では、違法行為をした障害者・高齢者のうち、福祉的支援を要し真に支援を望んでいて、かつ、収容されている矯正施設から釈放された後の生活拠点がない人について、矯正施設収容中から、その人の生活拠点を含め釈放後に必要となる既存の各種福祉的支援が得られるよう、司法関係機関や既存の各種福祉関係者と連携して必要な調整を行うなどの業務を行っているところです。しかしながら、同事業を実施する地域生活定着支援センターによれば、業務の対象となる人が違法行為をしたことを理由に、①必要な支援がなされない場合や②同センターに対応を一任される場合などがあって、業務に支障が出ているとのこと。

地域生活定着促進事業の対象となっているか否かを問わず、違法行為をしたことをもって、福祉的支援を要し真に支援を望む障害者・高齢者が必要な支援を受けられない事態を生じないように、各地の実情を踏まえながら適切に対応されますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、省内関係部局（児童福祉施策・生活保護施策・生活困窮者自立支援施策・障害保健福祉施策・高齢者福祉施策）と調整済みです。

都道府県におかれましては、管内市町村の関係部局にも周知方お願いいたします。

(連絡先)

厚生労働省社会・援護局総務課

担当補佐 田中

T E L 03-5253-1111 (内 2816)

03-3595-2612 (課直通)

F A X 03-3503-3099